

令和5年度 福岡県相談支援従事者初任者研修

研修テキスト
(6～7日目)

演習様式

A日程：12/7(木)・12/8(金)

B日程：12/12(火)・12/13(水)

一般財団法人 保健福祉振興財団

目次

日程	科目	頁
6日目	【演習 9】 実践研究 事例の共有と相互評価Ⅱ 振り返りシート	1
	グループ討議の方法	2
7日目	【演習10】 ニーズの整理表	3
	【演習11】 サービス等利用計画書	4
	【演習11】 サービス等利用計画書作成の振り返り	5
	【演習12】 課題と解決に向けた検討方法・解決策	6
	【演習12】 地域づくり、地域課題 まとめ	8
	【演習13】 初任者研修振り返りシート	9
	令和5年度 福岡県相談支援従事者初任者研修を修了された皆様へ	10

グループ討議の方法

ステップ		事例報告者	グループメンバー (事例提供者以外の参加者全員)
1	準備 配布	・グループ人数配付資料を用意し、配布。 「全体を通して、よい雰囲気づくりにつとめる。」	
2	報告セッション 報告(説明) 7分	・主にニーズ整理票を用いて報告する。 ・ <u>単なるシートの読み上げとにならないよう、端的に説明</u> する(「簡素なスケッチ」)。 ・報告内容は6点	・ 報告の間は発言しない (黙って聞く)。
3	質問セッション 質問 5分	・グループメンバーからの質問に 端的に 「 <u>ポイント良く答える(原則一問一答)</u> 」。 ・ 質問された内容以上の回答や説明は控える 。 ・ わからないことはわからないと答えてよい(推測による回答は避ける) 。	・実践例の要点、判断理由などの欲しい追加情報や不明点等について、 簡潔に質問する(原則一問一答) 。 ・提出意図に焦点を当て、自分なりの本人像の組み立てのために(意図、根拠をもって)質問。 ・ただし、 <u>質問の根拠は省略し、求めたい内容のみ質問する</u> 。 ・これまでの講義や演習1で提示された視点に沿って質問する。
4	ブレインストーミング <バズセッション> 本人像の共有 5分 討議	・このセッションでは発言・反応しない。 ・黙って聴き、出された発言(本人像・アイデア等)を記録表に記載する。	・水平の立場で発言。他人の批判をしない。 ・積極的に発言する。 ・自分の発言が少ないと感じたら、思ったことを口に出してみるとうい。 ・端的に「ポイント良く発言する」。 ・ 事例報告者のほうを向かずに発言する 。 ・より具体的・創造的な発言がよい。
5	志答 今後の取り組み 講師コメントを含む 5分	・出された本人像やアイデア、解釈や意見に対し、応答する。 ・次回の課題に向け、次いつ会うか、どのようなかわわりをしてみようと思うか具体的に表明する。	ほかの人の良い着眼点やアイデアをさらに展開させたり、今まで提示されていない視点・ストレングスに転換してものも効果的。

1 事例あたり、22分

気づきはありましたか？

ニーズの整理表 (演習10)

班

家族の主なご本人・主訴	本人:						
	家族:						
相談支援専門員からみた 必要性	①生活する上で必要なこと・課題	②「必要・課題」と思った理由や状況	③ストレングス(能力・環境)	④考えられる支援目標	⑤考えられる取組・社会資源		優先順位
					社会資源	取組・資源	

サービス等利用計画書（演習11）

班

利用者氏名(児童氏名)		障害支援区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号	※※※※※※※※※※※※※※	利用者負担上限額	※※※※※※※※※※※※※※	計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号	※※※※※※※※※※※※※※	通所受給者証番号	※※※※※※※※※※※※※※		
計画作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄	

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	
総合的な援助の方針	
長期目標	
短期目標	

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1								
2								
3								
4								
5								

サービス等利用計画書作成の振り返り（演習11）

班

①サービス等利用計画書を**作成しての感想**

課題と解決に向けた検討方法・解決策（演習12）

- ①地域の課題
- ②チーム支援・多職種連携の課題

自分が課題と考えたこと	その原因		解決に向けた検討方法・解決策
	①～③	原因の詳細	

【記入例】

課題と解決に向けた検討方法・解決策（演習12）

7日目 演習12

班

自分が課題と考えたこと	その原因		解決に向けた検討方法・解決策
	①~③	原因の詳細	
医療的ケアができないことを理由に事業所に断られてしまい、サービスが利用できない	①	例 社会資源はあるが利用できない サービス事業者のスキルの課題でうまくいかない	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> ①地域の課題 ②チーム支援・多職種連携の課題 ③私(受講者)自身の課題 </div>
専門機関はたくさんあるが、お互いに役割がわからない 各機関の支援内容を知らない	②	例 チームの意思統一(方針一致)が 図れない チームの連携を乱す人がいる 必要な人材がチームに入っていない	
ラーメン屋に行ってラーメンを食べたいけど、入れる お店が見つからない	①	例 マッチする社会資源がない お店の情報の調べ方がわからない	

地域づくり、地域課題 まとめ（演習12）

班

地域づくりや地域課題について、気づいたこと

令和5年度 福岡県相談支援従事者 初任者研修を修了された皆様へ

相談支援専門員として従事するためには、必要な実務経験年数を満たし、かつ初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、同年度以降の5年度ごとの各年度の末までに現任研修を修了する必要があります。
 現任研修を受講するには、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事している必要があります。(※修了者とは全日程7日間の受講修了者です。講義のみコースの修了者は、対象ではありません。)

例1. 令和5年度(R5)に初任者研修了 → 1回目の更新は初任者研修終了後、5年度(R6～R10年度)までの間に現任研修を1回受講
 → 2回目の現任研修は6～10年度(R11～R15年度)までの間に現任研修を受講すれば可。

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
0年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	← 1回目の更新期間(1～5年目) →					← 2回目の更新期間(6～10年目) →				
初任者研修了			1回目現任研修						2回目現任研修	
	この期間は必ずしも5年である必要はありません									

更新をしてから、次の更新までの期間は現任研修を受けてからの5年ではありませんのでご注意ください！！

※現任研修と現任研修のあいだの期間は必ずしも5年である必要はありませんが、知識、技術の効果的な修得のためにもできるだけ4～5年に1回程度の現任研修受講となるよう、各自で更新時期の管理をお願いします。

(参考)

指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日 厚生労働省告示第227号、令和元年9月10日改正)

(前略)指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

一 (略) ←実務経験について規定

二 次のイ(中略)に該当する者であって、イ(中略)に規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修((中略)受講対象者(現任研修の受講を開始する日前5年において(中略)相談支援の業務(中略)に2年以上従事していたもの又は(中略)現に相談支援等の業務に従事しているもの))を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、イ(中略)に規定する研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、(中略)現任研修等修了者とみなす。

イ 相談支援従事者初任者研修(中略)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者。

※指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めもの(平成24年3月30日 厚生労働省告示第225号)及び指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日 厚生労働省告示第226号)にも同様の規定あり。